

令和7年度名古屋圏における四日市令和の魅力発信(情報発信)業務委託公募型プロポーザルに関する質問とその回答

No.	該当箇所	頁	質問	回答
1	4 委託業務の概要及び内容 (2)本市の魅力を発信する取り組み ③鉄道広告を用いた情報発信事業	2	鉄道広告を用いた情報発信事業の掲出期間についてのペ2か月「程度」とありますが、どの程度が許容範囲となりますでしょうか？ 例えば、8週間掲出されれば、2か月程度とみなされますでしょうか？ また、例示されている広告媒体すべてについて、それぞれ2か月の掲出が必要でしょうか？それとも、それぞれの掲出期間を併せて、延べ2か月ということでしょうか？	お見込みのとおり8週間掲出されれば2か月程度とみなす。例示されている内容で2ヶ月程度の鉄道広告を想定しているが、同様の効果が見込まれるまたはより効果的な情報発信が見込まれるのであれば、例示されている内容以外・他の期間での提案を妨げない。
2	4 委託業務の概要及び内容 (2)本市の魅力を発信する取り組み ③鉄道広告を用いた情報発信事業	2	「広告掲出先の事業者と広告掲出の確認を行うこと」とありますが、事業者の立ち合いのもと、指差し確認を行うという事でしょうか？	本市へ進捗状況、課題、成果等を共有するにあたり、広告掲出先の事業者と連携し、状況を把握すべきと考える。また、4-(4)月次、年度末報告を行うために必要な情報等は、受託者として確認しておくべきであるという趣旨である。
3	6 著作権	3	四日市市様による二次利用の範囲および利用期間についてご教示いただけますでしょうか。	基本的には6-(6)にあるとおり、契約期間にかかわらず成果物に関する一切の二次利用が可能であることを想定している。